

11 月市会に

「京都市世界遺産保護条例」提案

とがし豊議員が本会議で提案説明

とがし議員はまず条例の目的について、世界遺産「古都京都の文化財」を、私たち現世代の責務として、確実に後世へと引き継ぐことを目指すものと述べました。

◆条例提案の背景

2012 年に京都市で開かれた世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合で「京都ビジョン」が採択され、地域コミュニティの参画を中核とする新しい世界遺産保護のあり方が示されたと紹介。日本国内においても、世界遺産を抱える各自治体が独自の条例を制定しており、文化財保護法や景観法など既存の法制度だけでは、世界遺産の顕著な普遍的価値を守り、その地域固有の課題に対応するには不十分であることを示していると強調しました。

◆なぜ今、世界遺産保護条例が必要なのか

世界遺産条約のもととなったユネスコ憲章の理念と、京都の世界遺産保護をめぐる状況から、条例制定の必要性を 3 点にわたって説明しました。

- ① 世界遺産「古都京都の文化財」を保護するにとどまらない、より大きな、人類普遍の理想に資する意義がある
- ② 世界遺産の顕著な普遍的価値を守るためには、住民参加の新たな仕組みづくりが必要となっている
- ③ 現在進行している大規模な都市計画の見直しが、世界遺産に及ぼす影響が極めて大きい

とがし議員は条例の概要を説明し、最後に、市民、専門家、行政の知恵と力を結集し、京都の歴史と個性を守り抜くための新たな一歩として、条例を実現しようと呼びかけました。

●提案説明全文はこちら⇒ <https://cpgkyoto.jp/topics/2925/>

●世界遺産条例特設ページ⇒ <https://cpgkyoto.jp/topics/2858/>



条例案は、12 月 3 日開催の文教はぐくみ委員会で審議される予定です。ぜひ傍聴にお越しください。

